

光地区消防組合消防本部会計年度任用職員募集要項

職種	総合事務（補助）
任用根拠	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に基づく会計年度任用職員（フルタイム）
応募資格等	<p>1 応募資格</p> <p>（1）パソコン（Excel、Word等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができること。</p> <p>（2）個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組むことができること。</p> <p>（3）災害が発生した場合に災害対応の職務（内勤事務）に従事できること。</p> <p>2 欠格事項</p> <p>（1）日本の国籍を有しない者</p> <p>（2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（3）光地区消防組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>（4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>※受験資格がないことが判明した場合は採用を取り消します。また、申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用を取り消すことがあります。</p> <p>○暴力団員排除について 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と判明した場合は、他の成績いかんにかかわらず不採用となります。 なお、最終採用決定に当たって、必要な官公庁へ照会を行うことがあります。</p>
任用期間及び条件付採用期間	<p>1 任用期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p> <p>2 条件付採用期間 任用の日から1月間</p> <p>※期間満了後の再度の任用は、勤務成績を含む能力実証等の結果に基づき行います。ただし、業務の見直しによる職の廃止がされることがあります。</p>
採用予定人数	1名
勤務職場	光地区消防組合消防本部（光市光井六丁目16番1号）
職務内容	<p>次に掲げる事務</p> <p>1 一般事務（資料作成、データ入力、文書整理、窓口・電話対応、資料等の印刷、文書集配など）</p> <p>2 総合事務（企画調整、人事労務、広報広聴など）の補助</p>
勤務時間	<p>午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>※休憩時間（原則、正午から午後1時まで）</p>

	※原則、所定労働時間を超える労働はありません。ただし、繁忙期や災害発生時には、発生する可能性があります。
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
休暇	年次有給休暇、特別休暇
給料の額	月額189,600円（支給日は毎月20日） ※一般職員の給与改定の動向等により、変動する可能性があります。
通勤手当	光地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき距離に応じて支給
その他手当	光地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の要件に該当する場合に支給（時間外勤務手当、休日勤務手当など）
社会保険	あり
公務災害補償	あり
その他	1 地方公務員法に規定される服務規程（サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限）が適用されます。 2 地方公務員法第29条に該当する場合は、懲戒処分の対象となります。
選考方法	書類選考及び面接 ● 書類選考の上、面接選考の対象者に面接日時等を通知します。 ● 選考結果については、本人宛郵送により通知します。なお、書類内容に疑義が生じた際などに電話連絡する場合があります。 ● 選考経過及び結果に関する問合せには一切応じませんので、ご了承ください。
応募方法	1 次の書類等を申込期限までに、申込先に郵送若しくは持参してください。 （1）市販の履歴書 （2）返信用封筒（長形3号（120×235mm））1通 ※返信用封筒には、結果通知の郵送先住所と氏名を記載し、84円切手を貼付してください。応募書類は返却しませんので、ご了承ください。 2 応募書類は、選考等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。
申込期限	令和6年2月9日（金）午後5時必着
申込先 問合せ先	〒743-0011 光市光井六丁目16番1号 光地区消防組合消防本部総務課 電話 0833-74-5601